



鶴居村

鶴居村一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画

平成29年3月

鶴 居 村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画策定期間	3
4. 広域処理の経緯と現状	3
第2章 計画区域の概要	4
1. 自然環境.....	4
2. 社会環境.....	6
3. 総合計画.....	9
第3章 ごみ処理の現状	10
1. ごみ処理の概要	10
2. ごみ排出状況	11
3. 収集・運搬	14
4. 中間処理.....	16
5. 最終処分.....	17
6. ごみの排出抑制・再資源化	18
7. ごみ処理関連法令の動向	19
8. ごみ処理における課題整理.....	27
第4章 ごみ処理の基本方針	28
1. ごみ処理の基本方針	28
第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み	29
1. 行政区域内人口の推計	29
2. ごみ排出量の推計	32
3. ごみ処理量の推計	37
第6章 ごみ処理基本計画	39
1. 村民・事業者・村の役割	39
2. 排出抑制に関わる計画	42
3. 収集運搬計画	43
4. 中間処理・最終処分計画	44
5. その他の計画	45

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、鶴居村（以下「本村」という。）において円滑で適切な一般廃棄物の処理・処分を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、策定するものである。

本村のごみ処理は、減量化・リサイクルを主眼に、可燃ごみは釧路広域連合においてガス化熔融処理、びん・缶・ペットボトル等の資源ごみは資源化处理、不燃ごみは埋立処分する方法で行っている。

国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「低炭素社会・自然共生社会との統合的取組」、「地域循環圏の構築」、「国際的な循環型社会の構築」へ向けた取組を進めている。最終処分量の削減等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取組強化」、「3R国際協力の推進」等の新たな方向性を示している。

また、北海道では、平成20年10月に公布した「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定した。この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置づけている「北海道廃棄物処理計画」が平成27年3月に改定した。

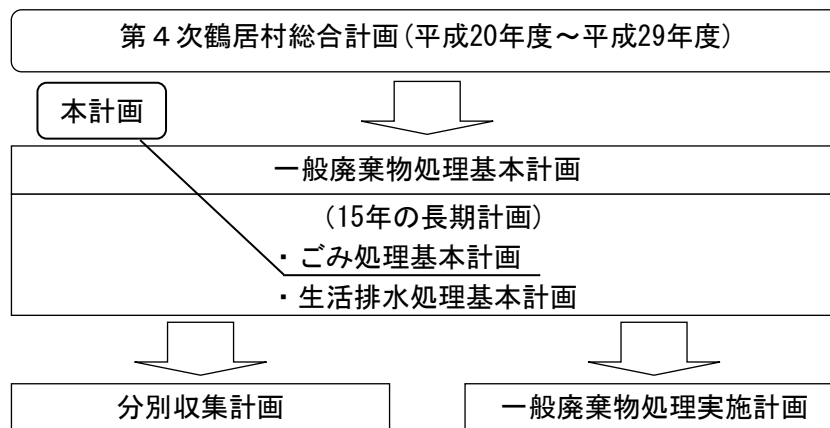
このような国や北海道における動向に対応するため、一般廃棄物の発生量を予測し、かつ、適切な処理・処分方法を検討することにより、さらなる資源循環型社会に向けたごみ処理システムの構築を目指し、中・長期的視点に立った一般廃棄物処理基本方針を明らかにすることを目的に平成19年3月に策定した本計画を改訂するものである。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち「ごみ処理基本計画」について定めるものである。

本計画は、今後15年の長期的視点に立った本村のごみ処理の基本方針を定め、事業実施にあたっては、本計画に基づき、年度毎に「実施計画」を策定し、推進する。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に即して策定することとしている。このため、本計画は本村の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された第4次鶴居村総合計画を踏まえたものとする。



基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より15年
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別・処理の区分別に明らかにする
処理計画	ごみ処理基本計画	①排出抑制・再資源化計画 ②収集・運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図 1-1 本計画の位置づけ

3. 計画策定期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成43年度までの15年間とする。また、計画の見直し等を行うため、平成33年度及び平成38年度を中間目標年次として設定する。

(参考)	
	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について</u> 環整第233号平成4年8月13日 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知
第1	一般廃棄物に関する事項
1	一般廃棄物処理計画
(1)	市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。 なお、基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年毎に改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
本計画																
	計画策定年次					中間目標年次					中間目標年次					計画目標年次

図 1-2 本計画の目標年次

4. 広域処理の経緯と現状

平成9年1月、国は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」を公表し、複数の自治体による広域処理を推進することを示した。

これを受け北海道は平成9年12月に「ごみ処理の広域化計画」を策定し、道内市町村を32ブロックとする広域処理の基本的な考え方を示し、この広域ブロックにおいて本村は釧路ブロックに枠組みされた。

その後、平成14年6月12日に釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糖町、音別町の6市町村により釧路広域連合が発足、釧路広域清掃工場を整備し、広域処理が開始された。広域連合はその後、平成17年10月11日に釧路市、阿寒町、音別町が合併、また、平成21年4月1日には弟子屈町が加入し、現在に至っている。

第2章 計画区域の概要

1. 自然環境

(1) 位置と面積

本村は、北海道東部、釧路管内のほぼ中央部に位置している。東西約23km、南北約42km、総面積571.80km²を有し、東部は久著呂川を境として標茶町に、西部は仁々志別の分水嶺と幌呂原野を隔てて釧路市と接している。さらに北部は雄阿寒岳東方の分水嶺をもって、釧路市、弟子屈町、標茶町に、南部は釧路湿原国立公園を挟んで釧路市、釧路町に接している。

(2) 沿革

本村は、明治18年に釧路市茂尻矢より27戸の住民が下雪裡に移住し、農業に従事したのが始まりとされている。その後大正期に、本州各地から移住者が増加し、昭和12年に現在の釧路市阿寒町から分村、天然記念物タンチョウの生息繁殖地帯に因み、村名を「鶴居村」とした。

(3) 地勢

地勢は、阿寒カルデラ外輪山の丘陵地を源として貫流する久著呂川や雪裡川、幌呂川の流域に沿って広がる久著呂、雪裡、幌呂の3原野をもって構成され、流域はいずれも農耕適地となっている。また、原野に続く緩傾斜地帯は丘陵で森林及び放牧適地をつくっている。

海拔標高は、最低が南部の湿原地帯で3.6m、最高が阿寒山麓の原始林地帯で812mであり、農耕地は概ね40m～200mの間に拓かれている。

(4) 気象

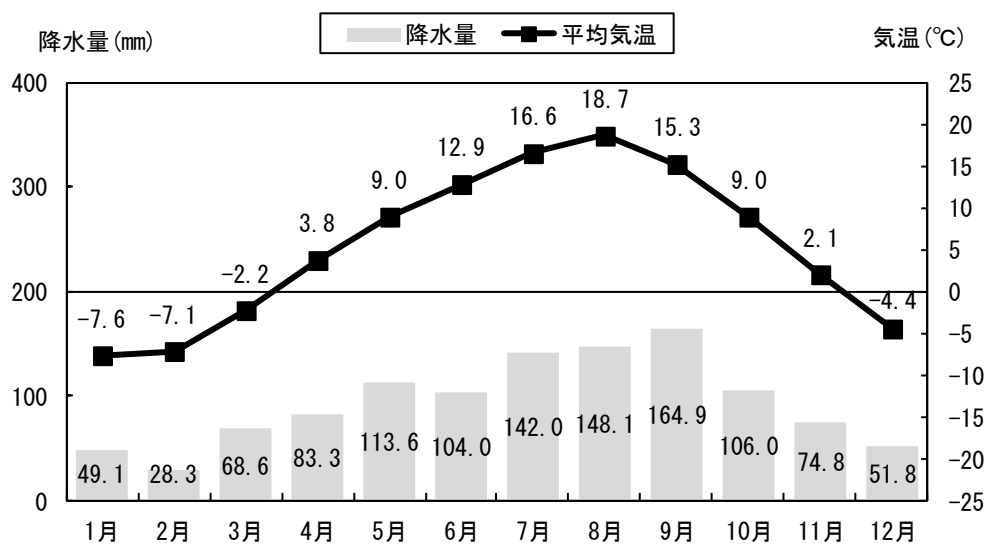
気候は冷涼であるものの、夏季は太平洋釧路沖で発生する海霧（ガス）に時折覆われこともあるが、内陸型気候により比較的温暖な日が続く。冬季は雪が少なく晴天の日が多い。風向きは季節風の関係で、夏は南から冬は北西からの風が比較的多い。

鶴居観測所における平年値（統計期間：1981～2010年）を表 2-1に、降水量及び平均気温の月毎の推移を図 2-1に示す。

表 2-1 気象データ(平年値)

区分	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	49.1	-7.6	-1.1	-14.8	1.7	143.5
2月	28.3	-7.1	-0.7	-14.6	1.8	155.3
3月	68.6	-2.2	3.2	-8.6	1.9	180.7
4月	83.3	3.8	10.0	-2.0	1.9	168.5
5月	113.6	9.0	15.5	2.9	1.9	175.6
6月	104.0	12.9	18.6	8.2	1.5	143.4
7月	142.0	16.6	21.5	12.8	1.2	116.0
8月	148.1	18.7	23.7	14.8	1.2	129.5
9月	164.9	15.3	20.7	10.2	1.4	133.8
10月	106.0	9.0	15.5	2.7	1.6	152.2
11月	74.8	2.1	8.5	-4.1	1.7	140.9
12月	51.8	-4.4	1.8	-10.7	1.6	135.9
年	1119.6	5.5	11.5	-0.3	1.6	1765.0

※鶴居観測所(アメダス)より



※鶴居観測所(アメダス)より

図 2-1 月毎の降水量、平均気温の推移(平年値)

2. 社会環境

(1) 人口

昭和12年の分村時に人口は4,387人であったが、昭和30年代後半からの高度経済成長による都市へ流出が続いた。昭和60年には人口は増加し2,856人となったが、その後は減少傾向にあり、平成27年では2,536人となっている。

年齢階層別の推移では、0～14歳の幼少人口比率及び15～64歳の生産年齢人口比率は調査毎に減少しており、65歳以上の老年人口率は調査年毎に増加している。

表 2-2 人口推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	2,856	2,829	2,759	2,728	2,672	2,627	2,536
①15歳未満	652	516	439	399	399	364	325
②15～64歳	1,860	1,830	1,727	1,665	1,580	1,499	1,381
③65歳以上	344	483	593	664	693	764	809
老年人口率	12.0%	17.1%	21.5%	24.3%	25.9%	29.1%	31.9%

平成27年は年齢不詳の人口があるため、年齢別人口の合計と総数は一致しない。
※国勢調査より

(2) 産業

1) 産業別就業者人口

本村の産業別就業者人口を表 2-3に示す。産業別就業者人口は、第3次産業に従事している人口が最も多く、続いて第1次産業、第2次産業となっている。構成比率をみると、第1次産業は増加、第2次産業は減少、第3次産業はほぼ横ばいとなっている。

平成22年において、第1次産業は農業・林業がそのほとんどを占めている。第2次産業は建設業が最も多く、次いで製造業が続く。第3次産業では医療・福祉が最も多く、次いで教育、学習支援業が多い。

表 2-3 産業別就業者人口

(単位：人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口	比率	人口	比率	人口	比率
農業・林業	466	34.4%	448	35.5%	441	36.7%
漁業	7	0.5%	8	0.6%	3	0.2%
第1次産業計	473	34.9%	456	36.1%	445	36.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1%	3	0.2%	1	0.1%
建設業	117	8.6%	85	6.7%	68	5.6%
製造業	36	2.7%	40	3.2%	40	3.3%
第2次産業計	155	11.4%	128	10.1%	109	9.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.2%	2	0.2%	2	0.2%
情報通信業	42	3.1%	0	-	-	-
運輸業、郵便業			20	1.6%	28	2.3%
卸売業、小売業	116	8.6%	73	5.8%	66	5.5%
金融業、保険業	11	0.8%	12	1.0%	1	0.1%
不動産業、物品賃貸業	2	0.1%	10	0.8%	4	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業		-		-	35	2.9%
宿泊業、飲食サービス業		-	60	4.8%	62	5.1%
生活関連サービス業、娯楽業		-		-	49	4.1%
教育、学習支援業		-	96	7.6%	90	7.5%
医療、福祉		-	89	7.0%	98	8.1%
複合サービス事業		-	88	7.0%	77	6.4%
サービス業(他に分類されないもの)	472	34.9%	144	11.4%	52	4.3%
公務(他に分類されるものを除く)	82	6.0%	82	6.5%	88	7.3%
第3次産業計	728	53.7%	676	53.7%	652	54.1%
分類不能の産業	-	-	1	0.1%	-	-
合計	1,356	100.0%	1,261	100.0%	1,206	100.0%

※国勢調査より

2) 農業

本村の平成22年における農業経営耕地面積を表 2-4、平成22年における畜産飼育頭数を表 2-5に示す。本村では酪農が基幹産業となっている。

表 2-4 農業経営耕地面積(平成22年)

(単位：ha)

区分		耕地面積
田	稲を作った田	-
	稲以外の作物だけを作った田	-
	何も作らなかった田	-
	計	-
畑 (樹園地を除く。)	普通畑	1,081
	牧草専用地	7,816
	何も作らなかった畑	143
	計	9,040
樹園地		9
総面積		9,049

※平成22年農林業センサスより

表 2-5 畜産飼育頭数(平成22年)

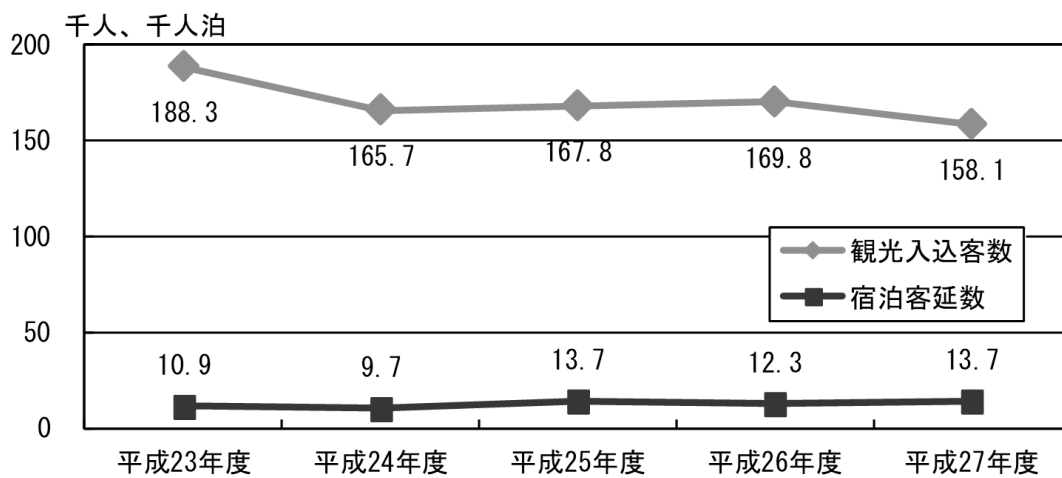
乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養頭数 (頭)	飼養経営体数 (経営体)	飼養羽数 (100羽)
92	12,789	29	1,126	1	x	1	x

※平成22年農林業センサスより

※x：秘密保護上統計数値を公表しないもの

3) 観光

本村の過去5年間(平成23年度～平成27年度)の年間観光入込客数及び宿泊客延数の推移を図 2-2に示す。観光入込客数は平成24年度に減少し、その後平成26年度まで微増していたが、平成27年度には再び減少している。また、宿泊客延数は、増減を繰り返している。



※北海道観光入込客数調査報告書より

図 2-2 年間観光入込客数・宿泊客延数の推移(平成23年度～平成27年度)

(3) 土地利用

平成25年の地目別土地利用状況を表 2-6に示す。山林の面積が全体の約83%と最も大きく、原野が全体の約4%、畑が全体の約4%と続く。

表 2-6 地目別土地面積(平成25年)

(単位：km²)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林
土地面積	-	91.94	2.78	0.03	283.70
割合	-	16.0%	0.5%	0.0%	49.6%
地目	牧場	原野	雑種地	その他	合計
土地面積	50.14	56.48	5.78	81.00	571.84
割合	8.8%	9.9%	1.0%	14.2%	100.0%

※平成27年北海道統計書より

3. 総合計画

本村では平成29年度を目標年次とする「第4次鶴居村総合計画」が進行中である。第4次鶴居村総合計画は「夢・チャレンジ 鶴居びと ～四季の詩が流れる大地～」をむらづくりテーマとして、先人の切り拓いた自然豊かな鶴居村で村民がそれぞれの夢に向かって果敢に挑戦できるむらづくりを目標としている。総合計画におけるごみ処理に関する施策は以下のとおりである。

『第4次鶴居村総合計画』（平成20年度～平成29年度）

【目標指標】

我が国の人口が減少に転じるなか、村の人口も今後は減少に向かうことが予測されます。今後、この計画に沿って、基幹産業の安定した発展による村民の定住や村外からの移住、子育て支援などを進めることによって、人口減少の抑制を目指します。このようなことから、平成29年度の目標人口を、2,600人と想定します。

【施策の内容】

基本計画編

第3章 暮らしの安らぎを高める村づくり

第4節 環境共生

3 ごみ処理、リサイクル

資源循環型社会の実現の目指し、村民の理解と協力を得ながら、ごみの減量や分別、リサイクルを推進します。

課題

(1) ごみの収集体制の充実

収集日や分別品目の変化に合わせて各種計画を改定することが必要です。

また、資源回収ケース、回収袋については老朽化も進んでおり、損傷の程度により随時更新していく必要があります。

(2) ごみ処理施設の維持管理

最終処分場での埋立は平成31年までを予定していますが、処理期間が延長できるよう努めていくことが必要です。

(3) ごみ減量化の推進

買い物袋を持参する、使い捨て商品の使用を控える、簡易包装に協力するなどの取組を村全体で実践し、ごみの減量化を図る必要があります。

また、分別方法について村民に周知し、理解を求めることが必要です。

(4) 再資源化、リサイクルの推進

分別が11種類と多岐にわたるため、可燃ごみ、不燃ごみが混入している状況も一部みられることから、今後もより一層、分別を徹底していくことが必要です。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

本村のごみ処理のフローは、図 3-1に示すとおりである。

計画収集ごみは、各家庭から排出されるごみを対象に、村が委託する業者が定期的に収集するごみで、分別区分は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとなっている。

直接搬入ごみは、家庭から排出されるごみのほか事業系一般廃棄物が主体であるが、家庭ごみの中でも粗大ごみは施設への直接搬入としている。

資源ごみは、平成10年6月から分別収集を開始しており、本村のストックヤードと民間業者を活用しながら資源化に努めている。

また、平成17年7月より資源物ごみを除き有料化を実施している。

計画収集ごみの内、可燃ごみについては、釧路広域連合清掃工場で焼却処分し、不燃ごみは、最終処分場において手作業により破袋・選別し、可燃物、不燃物、小型家電等に分類し、不燃物のみ本村の最終処分場で埋立処分している。直接搬入ごみは、本村の最終処分場で一時保管した後、可燃ごみは釧路広域連合清掃工場へ搬入している。また、粗大ごみは重機によりできる範囲で解体し、可燃物は釧路広域連合清掃工場へ搬入し、不燃物は本村の最終処分場で埋立処分している。

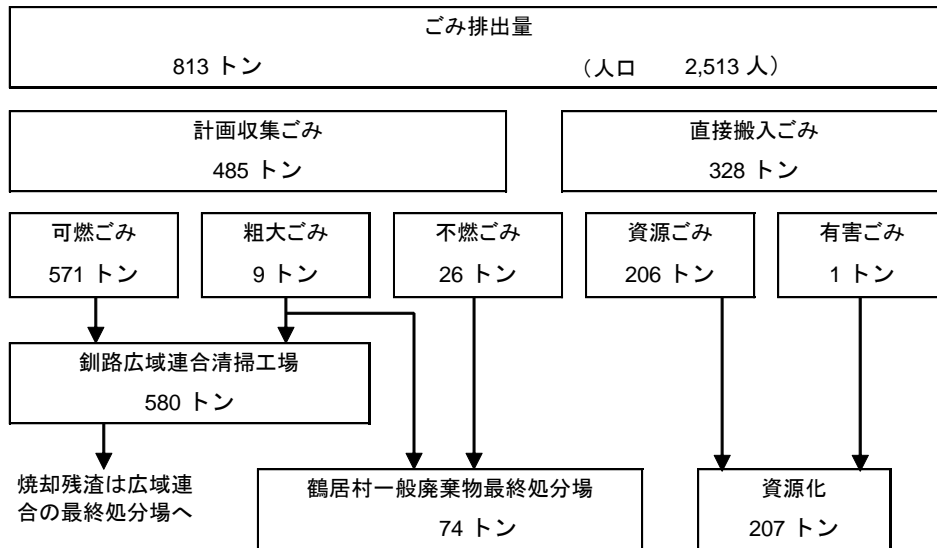


図 3-1 ごみ処理のフロー(平成27年度)

2. ごみ排出状況

(1) ごみ排出量の推移

平成23年度から平成27年度までの過去5年間におけるごみの排出実績を示す。

1) 年間排出量の推移

過去5ヶ年のごみ排出量は、平成25年度が最も多い876トンの排出量となったが、平成26年度は大きく減少している。平成27年度は再び増加したが、過去5年間では、平成26年度に次いで2番目に少ない排出量となっている。

分別区分毎の排出量をみても、同様の傾向にあり、排出量の多い可燃ごみは、平成25年度が最も多く、平成26年度が最も少ない排出量となっている。

表 3-1 ごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画収集ごみ	524	515	532	478	485
可燃ごみ	317	316	324	312	288
不燃ごみ	16	18	17	9	11
資源ごみ	191	181	191	157	186
直接搬入ごみ	309	328	344	293	328
可燃ごみ	266	278	299	256	283
不燃ごみ	12	16	16	11	15
資源ごみ	21	20	21	17	20
粗大ごみ	9	13	7	8	9
有害ごみ	1	1	1	1	1
合計	833	843	876	771	813

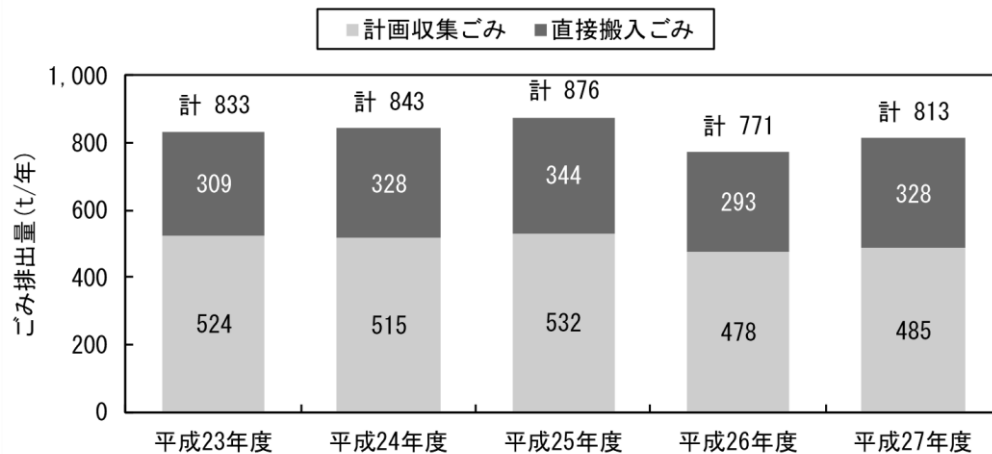


図 3-2 ごみ排出量の実績

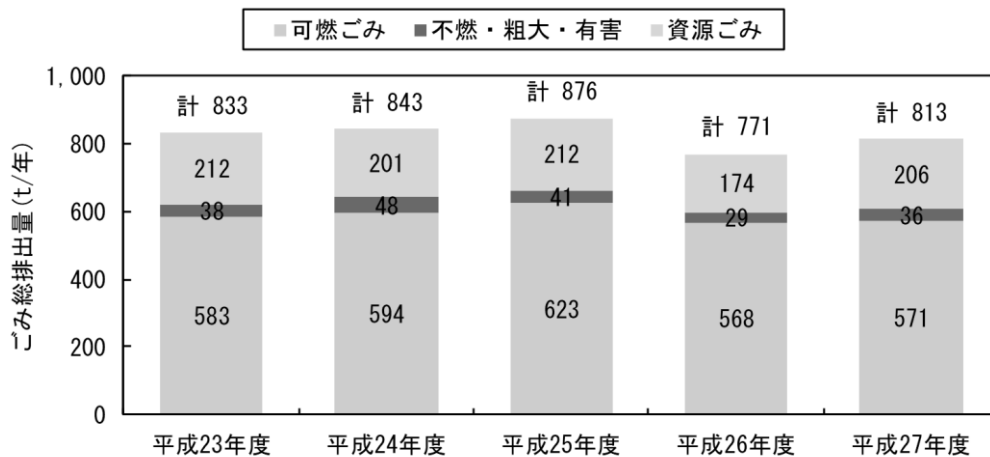
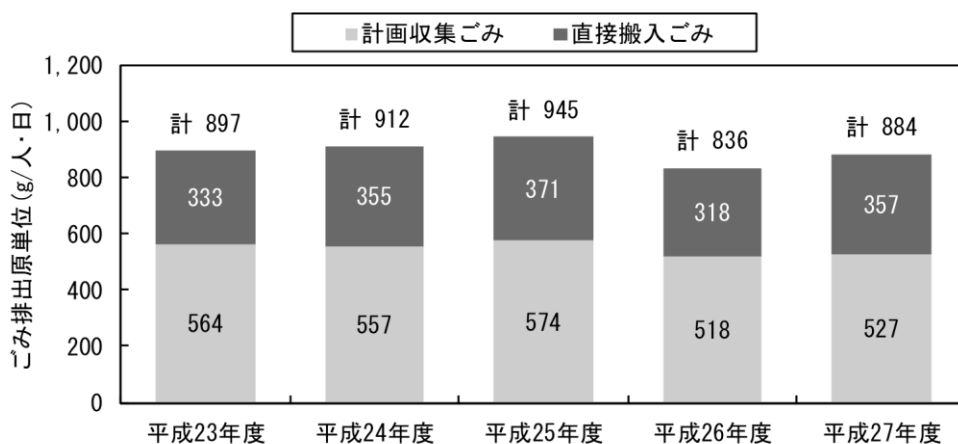


図 3-3 分別区分毎のごみ排出量の実績

2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりごみ排出量（原単位）の過去5年間の推移を図 3-4に示す。ごみ排出量と同様に過去5ヶ年の原単位は平成25年度が最も多い945g/人・日となったが、平成26年度は大きく減少している。平成27年度は増加したが、過去5年間では、平成26年度に次いで2番目に少ない原単位となっている。

平成26年度の全国及び北海道の原単位は、それぞれ947g/人・日、990g/人・日となっており、本村の平成27年度の原単位は全国、北海道ともに下回っている。



※ 1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) = ごみ排出量(t/年) ÷ 行政区内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 3-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) リサイクル率

本村では、資源物の分別収集による資源化を進めている。これらの資源化量をごみの処理量で除したリサイクル率は平成27年度で25.2%である。

平成26年度の全国及び北海道のリサイクル率は、それぞれ20.6%、24.6%となっており、本村の平成27年度のリサイクル率は全国、北海道ともに上回っている。

表 3-2 リサイクル率の実績

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
リサイクル率	25.5%	24.2%	24.6%	22.8%	25.2%

3. 収集・運搬

(1) ごみの分別収集区分

本村では「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の区分で収集している。資源ごみはさらに「紙類」、「びん・缶類」、「プラスチック製容器」、「白色トレイ」、「ペットボトル」の区分で収集し、拠点回収として「衣類・繊維類」、「小型家電」、「廃食用油」を回収している。また、有害ごみも拠点回収を行っている。表 3-3に分別区分と主なごみの種類を示す。

表 3-3 ごみの分別区分と主なごみの種類(平成28年度現在)

分別区分		主なごみの種類
可燃ごみ		生ごみ、プラスチック製品、ゴム製品、革製品、リサイクルできない衣類、リサイクルできない紙、汚れのとれないプラスチック製容器包装、木・草類、紙おむつ（汚物は取り除く）
不燃ごみ		ガラス・陶器類、油・薬品のびん類、金属製品、ガスボンベ・スプレー缶・ライター（中身を使い切ってから排出）
粗大ごみ		布・木製品（布団、カーペット、木製家具、木の枝）、プラスチック類（プラスチック製家具、家電類、衣装ケース等）、鉄が付いたもの（スノーダンプ、スコップ等）、鉄・アルミ類（パイプ、脚立、ストーブ、自転車）
資源ごみ	紙類	ダンボール・新聞・チラシ・針どめ雑誌・背のり雑誌・パック容器（牛乳、お酒等の紙パック）・雑紙（紙製容器包装の識別マークのあるもの）
	びん・缶類	空きびん（ビール、お酒、ジュース、コーヒー、調味料等の透明、青色、緑色、茶色のびん）・空き缶
	プラスチック製容器	プラスチック製容器包装の識別マークのある色つきトレイ・食品の容器・お菓子の袋・商品の容器・ペットボトルのキャップ等で汚れのないもの
	白色トレイ	惣菜、魚、果物、肉などのトレイ・電化製品等の梱包用、発泡スチロールでできた容器等
	ペットボトル	水、ジュース、サイダー、焼酎、醤油などの容器
拠点回収	衣類・繊維類	シャツ、シーツ、下着、パジャマ、タオル等で洗濯してあるもの
	小型家電	パソコン、携帯電話、デジカメ、ビデオカメラ、カーオーディオ、カーテレビ、電話機、FAX、ゲーム機、携帯ラジオ、電卓等、電子電機機器の付属品
	廃食用油	家庭用廃てんぷら油（植物油）
有害ごみ（拠点回収）		乾電池、蛍光管

(2) ごみの収集運搬体制

収集運搬は、村が委託する業者が実施している。委託業者が使用している収集運搬車両は4トンパッカー車（可燃ごみ、不燃ごみ用）と4トン平ボディ車（資源ごみ用）となっている。

(3) ごみの収集体系

計画収集ごみの範囲は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみで、粗大ごみは施設へ直接搬入と
している。また、商店・飲食店・事業者などから排出される事業系一般廃棄物は、直接搬入
又は村の収集運搬許可業者へ依頼するよう指導している。

(4) ごみの収集方法

分別区分毎の収集方法を表 3-4に示す。

表 3-4 分別収集区分毎の収集方法(平成28年度)

分別収集区分		収集頻度	排出方法	手数料
可燃ごみ		週1回	指定ごみ袋に入れて排出	【指定袋】 10ℓ用 25円/枚 20ℓ用 50円/枚 45ℓ用 100円/枚
不燃ごみ		月1回	指定ごみ袋に入れて排出	【指定袋】 20ℓ用 50円/枚 45ℓ用 100円/枚
資源ごみ	ダンボール	月2回	適度な大きさに縛る	無料
	新聞・チラシ		4つ折りにして縛る	無料
	針どめ雑誌		ひも等で縛る	無料
	背のり雑誌		ひも等で縛る	無料
	紙パック容器		すすぎ乾かして開き、縛るか袋な どに入れる	無料
	紙製容器包装		専用の回収容器に入れる	無料

(5) 村で収集できないごみ

本村が収集できないごみを表 3-5に示す。

表 3-5 本村で収集しないごみ

品目	処理方法
タイヤ、バッテリー、プロパン、消火器、農薬、ピアノ、石、 火薬類、ガソリン等	販売店等に相談

(6) ごみの自己搬入

ごみを鶴居村一般廃棄物最終処分場に持ち込む場合、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは10kg
まで80円、以後10kg毎に80円を加算(5kg未満の端数があるときはこれを切り捨てる)した
手数料を徴収する。

受付は毎週火曜日・土曜日の午前8時から午後4時まで行っている。

4. 中間処理

(1) 焼却処理

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは、釧路広域連合清掃工場で焼却処理している。釧路広域連合清掃工場の概要を表 3-6に、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の本村の焼却実績を表 3-7に示す。焼却処理量は、平成25年度までは増加しており、その後は減少し、平成27年度は580t/年となっている。焼却処理に伴って生じる残渣（飛灰）は埋立処分している。

表 3-6 釧路広域連合清掃工場の概要

名称	釧路広域連合清掃工場
所在地	釧路市高山30番地1
敷地面積	約2.5ha
処理能力	240t/日(120t/日×2炉)
処理方式	流動床式ガス化溶融炉(24時間連続運転)
開始年次	平成18年4月
対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ

表 3-7 焼却処理実績(平成23年度～平成27年度)

(単位：t/年)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
処理量	592	607	630	576	580
焼却残渣	37	38	43	42	41

(2) 資源ごみ保管

資源ごみは、本村のストックヤードで一時保管後、民間業者等に引渡し、再資源化している。過去5年間(平成23年度～平成27年度)の本村の資源ごみの再資源化量を表 3-8に示す。

表 3-8 資源ごみ再資源化実績(平成23年度～平成27年度)

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
再資源化量	ダンボール	40	35	34	27	31
	新聞・チラシ	40	33	33	31	35
	雑誌・雑紙	43	44	46	38	41
	紙パック	1	1	1	0	1
	無色ガラス	10	10	10	10	10
	茶色ガラス	13	12	13	12	11
	その他ガラス	5	5	6	5	6
	アルミ缶	6	6	6	3	5
	スチール缶	13	10	11	8	10
	トレイ容器等	2	2	2	2	2
	ペットボトル	12	10	9	8	9
	プラスチック製容器包装	26	26	25	24	25
	金属類	6	8	17	5	17
	布類	-	-	-	1	1
	廃食用油	-	-	-	-	1
	小型家電類	-	-	1	1	1
		217	202	214	175	206

5. 最終処分

(1) 最終処分

不燃ごみは表 3-9に示す鶴居村一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。また、焼却残渣は、釧路広域連合の最終処分場で埋立処分している。

表 3-9 鶴居村一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	鶴居村一般廃棄物最終処分場		
所 在 地	阿寒郡鶴居村雪裡原野566番1		
敷地面積	12,500m ²		
埋立面積	1,400m ² (700m ² ×2区画)		
埋立容量	5,035m ³		
埋立構造	準好気性埋立 (被覆型埋立地)		
計画埋立期間	平成16年度～平成60年度 (平成28年度に軽微変更を行い、埋立終了を平成30年度から平成60年度に変更)		
埋立開始	平成16年4月		
浸出水処理能力等	処理水量	3m ³ /日	
	放流水質	pH	5.8～8.6
		BOD	20mg/ℓ以下
		SS	10mg/ℓ以下
		T-N	100mg/ℓ以下
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下
	大腸菌群数	3,000個/ml以下	
浸出水処理方式	生物処理 (接触ばっ気) + 膜分離処理 + 消毒		
埋立物	不燃ごみ		

(2) 埋立実績

過去5年間 (平成23年度～平成27年度) の埋立実績を表 3-10に示す。

表 3-10 最終処分場埋立実績 (平成23年度～平成27年度)

(単位: t/年)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
埋立処分量	28	34	33	28	33

6. ごみの排出抑制・再資源化

(1) 電動生ごみ処理機購入費補助事業

本村では家庭において生ごみの減量・資源化を進めてもらうため、電動生ごみ処理機の購入に対する補助事業を行っている。助成額は、購入代金の2分の1以内（3万円を上限とする）である。

過去5年間（平成23年度～平成27年度）の助成実績は表 3-11に示すとおりであり、平成27年度末時点で累計77基を助成している。

表 3-11 電動生ごみ処理機の助成状況

(単位：基)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
年間助成数	2	1	1	0	1
事業開始からの累積数	74	75	76	76	77

(2) 粗大ごみからの有価物回収

粗大ごみの中から金属類等の有価物を回収し、資源化している。

(3) 拠点回収

役場及び最終処分場に設置している回収ボックスにより、有害ごみ（蛍光管、乾電池）、衣類等を回収している。

小型家電類は、役場、最終処分場のほか幌呂農村環境改善センター、下幌呂コミュニティセンターに設置した回収ボックスにより回収している。

また、廃食用油は、回収業者が最終処分場他村内に設置した回収ボックスで回収している。

(4) 普及・啓発活動

ごみの減量化に関する情報は、広報誌を通じて村民に啓発している。

7. ごみ処理関連法令の動向

(1) 各種リサイクル法の動向

1) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルを促進するため、平成7年に制定された。平成9年4月より、びん、缶、ペットボトル及び紙パックが、平成12年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが対象品目とされた。

法施行以降、容器包装のリサイクルは、全国で普及し、分別回収率が増加している。一方、国は、2R（リデュース、リユース）に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を実施・推進している。また、平成22年度から「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの維持・拡大を図るための方策について検討を進めている。

2) 家電リサイクル法

現在、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶（携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く）等・プラズマ各テレビ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の6品目が対象となっている。

平成26年度において、全ての製造業者等の再商品化の実績は、家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回り、平成27年4月には、再商品化の法定基準が引き上げられた。

近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為が増加している。これを踏まえ平成24年3月19日に「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であることが明確化された。

また、製造業者等や小売業者、市町村、国、消費者が、積極的に廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成25年度の49%の回収率を平成30年度までに56%以上とすることを目標としている。

3) 食品リサイクル法

食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に平成13年5月に施行された。平成26年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、食品産業全体では85%となっているが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が57%、食品小売業が46%、外食産業が24%と格差がある。平成27年7月に公表された食

品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、平成31年度までに、食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されている。

また、「食品ロス削減」のため、平成24年4月に暫定的に設定された食品リサイクル法に基づく「発生抑制の目標値」に関して、本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成26年4月から26業種について発生抑制の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業種の目標値を追加した。将来的には、できるだけ多くの業種において、目標値の設定を目指すこととなる。

4) 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者は特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことが義務付けられている。法施行により、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進されている。

しかし、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、その取組は十分とは言い難く、また、不法投棄に関しては、全体としてかなり減少してきているが、不法投棄量の約80%（平成26年度）及び不適正処理量の約63%（平成26年度）を建設系廃棄物が占めている等の問題があることから、平成26年9月に、国及び地方公共団体、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」が策定された。

5) 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者（以下「製造業者等」と言う。）に対して、引き取り及びリサイクル（フロン類については破壊）を義務付けている。

平成27年度において、製造業者等は、基準を大きく上回る再資源化を達成している。

近年は、循環型社会と低炭素社会の統合的実現に向けて、3Rの進展とCO₂排出削減が期待できる「低炭素型3R技術・システム」の有効性を検証する、「低炭素型3R技術・システム実証事業」が実施されている。

6) 小型家電リサイクル法

平成25年4月1日から、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行された。

環境省では、小型家電リサイクル法の普及啓発を目的として、解説動画の作成・公開、パンフレットの作成・配布等を実施している。

(2) 国の方針・目標

1) 第三次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、平成25年3月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定している。

表 3-12 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

区分		概要		
基本的方向	質にも着目した循環型社会の形成	①リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムの構築 ②使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル*等の高度なリサイクルの推進 ③アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理 ④東日本大震災の反省点を踏まえた新たな災害廃棄物対策指針の策定 ⑤循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 ⑥循環型・低炭素・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化		
	国際的取組の推進	①3R国際協力の推進と我が国の循環産業の海外展開の支援 ②循環資源の輸出入に係る対応		
	東日本大震災への対応	①災害廃棄物の処理 ②放射性物質によって汚染された廃棄物の処理		
指標及び 数値目標 (平成32年度)	物質フロー指標	入口	資源生産性：46万円/t	
		循環	循環利用率：17%	
		出口	最終処分量：1,700万t	
	数値目標のある補助指標	入口	土石系資源投入量を除いた資源生産性：68万円/t	
		循環	出口側の循環利用率：45%	
		出口	—	
	数値目標のある取組指標	入口	・一般廃棄物の減量化：平成12年度比25%減 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：平成12年度比25%減 ・事業系ごみ排出量：平成12年度比35%減	
		循環	—	
		出口	電子マネーの普及率：50%（平成28年度目標）	
		その他	・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90% ・具体的な3R行動の実施率：平成24年度調査から約20%上昇 ・循環型社会ビジネス市場規模：66兆円	

※使用済製品を原料として用いて同一種類の製品にリサイクルすること。

2) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号）」を定めている。平成28年1月には基本方針の内容を一部変更・追加をしている。

表 3-13 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月)(1)

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(平成32年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	1人1日当たり排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭系ごみ】500g/人・日
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置づけるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 3-14 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月) (2)

区分	主な変更・追加箇所
施策の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
事業者及び技術専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する村民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る村民理解の確保等に努める。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年毎に国が策定するものである。平成25年5月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とし、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保することを定めている。

表 3-15 廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	概要
計画期間	☆平成25年度から平成29年度の5年間
基本的理念	☆3Rの推進 ☆強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ☆地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	☆排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：22% → 26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準(20年分)を維持 ☆焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21% ☆し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%
廃棄物処理システムの方向性	☆市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ☆地域住民等の理解と協力の確保 ☆広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善 ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。 ☆地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備 ・廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。 ・例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。 ☆廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせる等、効率的なエネルギー回収を進める。 ☆災害対策の強化 ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏毎に一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ☆廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

(3) 北海道の方針・目標

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきた。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月の改定を経て、平成27年3月に新たな北海道廃棄物処理計画〔第4次〕が策定されている。

北海道廃棄物処理計画〔第4次〕は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向け「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としている。

さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としている。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用においては、平成31年度における目標値を以下のように定めている。

表 3-16 北海道廃棄物処理計画の目標値

目標区分	指標	基準年度 (平成24年度)	目標年度 (平成31年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	2,013千t	1,800千t以下 (約11%減)
	1人1日当たりごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量	622g/人・日	590g/人・日以下
適正な循環的利用 に関する目標	リサイクル率	23.6%	30%以上
適正処分の確保 に関する目標	最終処分量	402千t	290千t以下 (約28%減)
	減量化量	1,326千t	980千t
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

8. ごみ処理における課題整理

ごみ処理の現状を踏まえ、ごみの排出抑制・減量化、リサイクルの推進、ごみの適正処理の観点から本村のごみ処理の課題を整理する。

(1) ごみの排出抑制・減量化

本村の過去5年間（平成23年度～平成27年度）のごみ排出原単位は、北海道や全国より少なく、比較的高い水準でごみの排出抑制に取り組んでいる。今後は、この数値が増加に転じないように、引き続き、ごみの排出抑制に取り組むとともに、具体的な排出目標を設定し、村民・事業者・村が協力し、ごみの排出抑制・減量化等をさらに推進する必要がある。

(2) リサイクルの推進

本村の平成27年度のリサイクル率は全国や北海道よりも高いものの、国や北海道の目標値には達していないため今後もリサイクルを推進する必要がある。

分別区分の増加は見込めないため、生ごみの電動生ごみ処理機による堆肥化や拠点回収の普及啓発に努めていく。

(3) ごみの適正処理

現最終処分場の第一期埋立地が、本計画の計画期間内で埋立終了する見込みであるため、最終処分場の施設整備のあり方を検討するとともに、計画・準備を進める必要がある。

第4章 ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理の基本方針

本村におけるごみ処理の現状を踏まえ、今後のごみ処理は「ごみの減量を推進する。」、「ごみの分別・リサイクル活動を推進する。」、「自然にやさしい資源循環型社会を実現する。」を基本方針として取り組む。

また、それぞれの優先順位はごみ減量・排出抑制（Reduce:リデュース）を第1に、次いでごみの再利用（Reuse:リユース）、再資源化（Recycle:リサイクル）を進めるとともに、排出抑制やリサイクルが困難なごみは適正処理を進める。

ごみ処理の基本方針	基本方針 i	ごみの減量を推進する。
	基本方針 ii	ごみの分別・リサイクル活動を推進する。
	基本方針 iii	自然にやさしい資源循環型社会を実現する。

第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. 行政区域内人口の推計

(1) 総合計画における将来人口

平成20年3月に策定した総合計画では、人口減少社会を踏まえつつ、今後、総合計画に沿って基幹産業の安定した発展による村民の定住や村外からの移住、子育て支援などを進めることによって、人口減少の抑制を進めることとし、目標年次（平成29年度）における将来人口を2,600人に想定している。

(2) 人口ビジョンによる目標人口

平成26年12月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国は、平成72年（2060年）に1億人程度の人口を確保することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、地方創生のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

これを受け、本村においても人口の現状を分析するとともに、今後の目指すべき方向を示す「鶴居村人口ビジョン」を平成28年2月に策定している。

この人口ビジョンでは、表 5-1 で示す目標人口を目指すこととしている。

表 5-1 鶴居村人口ビジョンによる目標人口

年次	人口（人）
平成32年（2020年）	2,511
平成37年（2025年）	2,489
平成42年（2030年）	2,445
平成47年（2035年）	2,383
平成52年（2040年）	2,303
平成57年（2045年）	2,209
平成62年（2050年）	2,136
平成67年（2055年）	2,075
平成72年（2060年）	2,001

(3) 統計手法による将来人口

過去の人口実績から統計手法によって将来人口を推計する。手順は、以下の5つの統計手法から将来人口を推計し、この中から過去の人口実績を反映している統計手法を選定する。

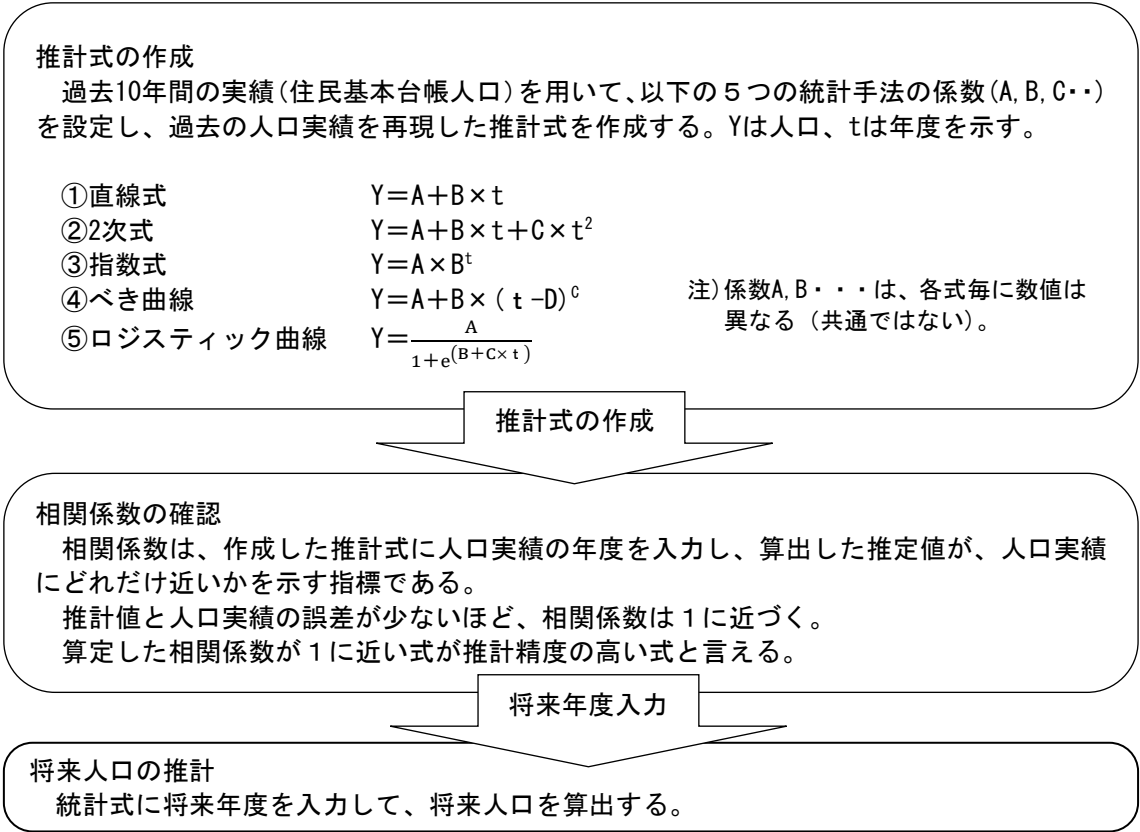


図 5-1 統計手法による人口推計の流れ

以上の方法より推計した将来人口は表 5-2に示すとおりであり、目標年次では約2,440人が推計される。

表 5-2 統計手法による人口推計(推計式：べき曲線)

(単位：人)

年 度	人口推計結果	年 度	人口推計結果
平成 28 年度	2,507	平成 36 年度	2,468
平成 29 年度	2,502	平成 37 年度	2,463
平成 30 年度	2,497	平成 38 年度	2,459
平成 31 年度	2,491	平成 39 年度	2,455
平成 32 年度	2,486	平成 40 年度	2,451
平成 33 年度	2,482	平成 41 年度	2,447
平成 34 年度	2,477	平成 42 年度	2,443
平成 35 年度	2,472	平成 43 年度	2,439

(4) 将来人口の設定

以上、総合計画、鶴居村人口ビジョン及び統計手法による将来人口を示した。

本計画では直近に行った人口推計であること、村の施策による効果も見込んでいること、また、統計手法による将来人口とほぼ同じ結果であることから、鶴居村人口ビジョンの将来人口を採用する。

表 5-3 将来人口の設定

(単位：人)

年 度	将来人口	年 度	将来人口
平成28年度	2,516	平成36年度	2,493
平成29年度	2,515	平成37年度	2,489
平成30年度	2,513	平成38年度	2,480
平成31年度	2,512	平成39年度	2,471
平成32年度	2,511	平成40年度	2,463
平成33年度	2,507	平成41年度	2,454
平成34年度	2,502	平成42年度	2,445
平成35年度	2,498	平成43年度	2,433

2. ごみ排出量の推計

(1) 1人1日当たり排出量の推移

ごみの排出量の推計に当たり、過去5ヶ年の排出区分毎の1人1日当たりごみ排出量（ごみ排出原単位）を算出し、表5-4に示す。

表5-4 1人1日当たりごみ排出量（ごみ排出原単位）の実績

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
人口（人）	行政区域内人口	2,537	2,533	2,539	2,527	2,513	
排出量 （t/年）	収集ごみ	可燃ごみ	317	316	324	312	288
		不燃ごみ	16	18	17	9	11
		資源ごみ	191	181	191	157	186
	直搬ごみ	可燃ごみ	266	278	299	256	283
		不燃ごみ	12	16	16	11	15
		資源ごみ	21	20	21	17	20
		粗大ごみ	9	13	7	8	9
		有害ごみ	1	1	1	1	1
	合 計		833	843	876	771	813
	1人1日 当たり ごみ排出量 （g/人・日）	収集ごみ	可燃ごみ	341	342	350	338
不燃ごみ			17	19	18	10	12
資源ごみ			206	196	206	170	202
直搬ごみ		可燃ごみ	286	301	323	278	308
		不燃ごみ	13	17	17	12	16
		資源ごみ	23	22	23	18	22
		粗大ごみ	10	14	8	9	10
		有害ごみ	1	1	1	1	1
合 計		897	912	945	836	884	

(2) ごみ排出量の推計

1人1日当たりごみ排出量の見込みは、排出区分毎の傾向から次のとおり設定する。

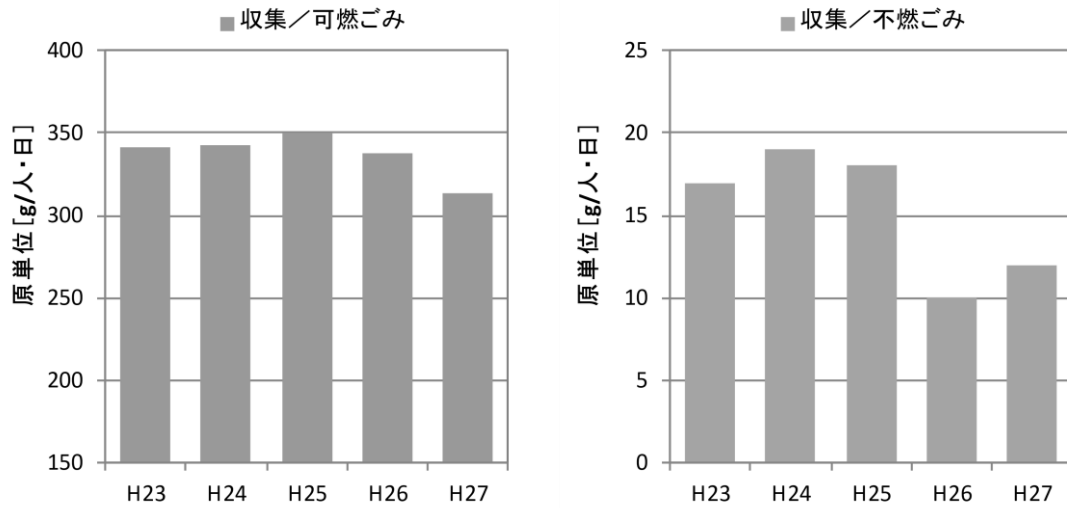


図 5-2 ごみ排出原単位の推移 (1)

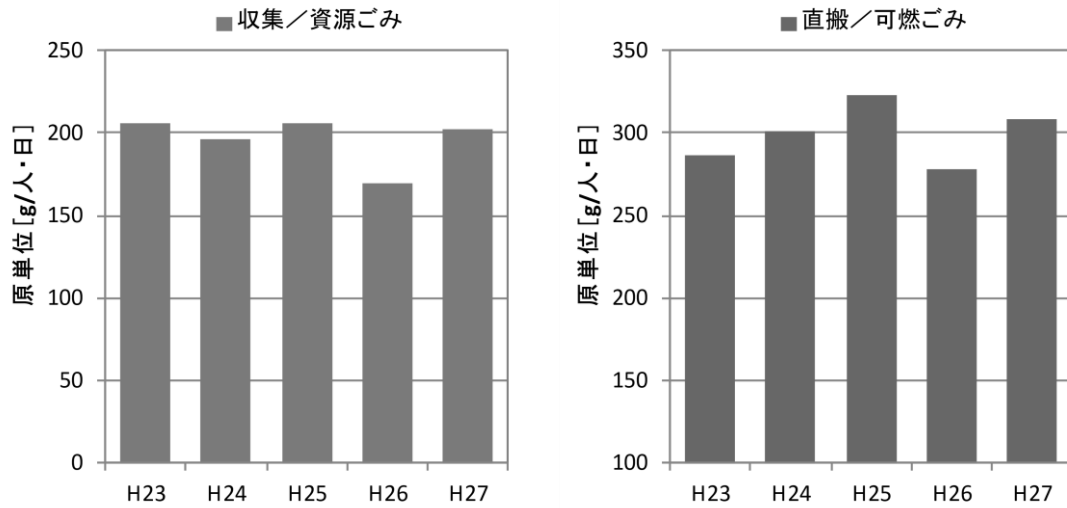


図 5-3 ごみ排出原単位の推移 (2)

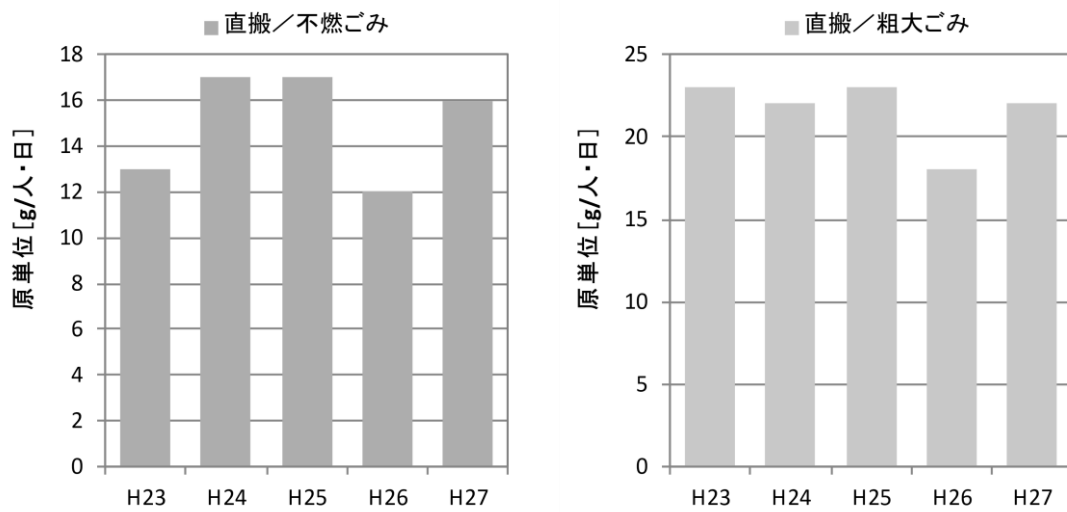


図 5-4 ごみ排出原単位の推移 (3)

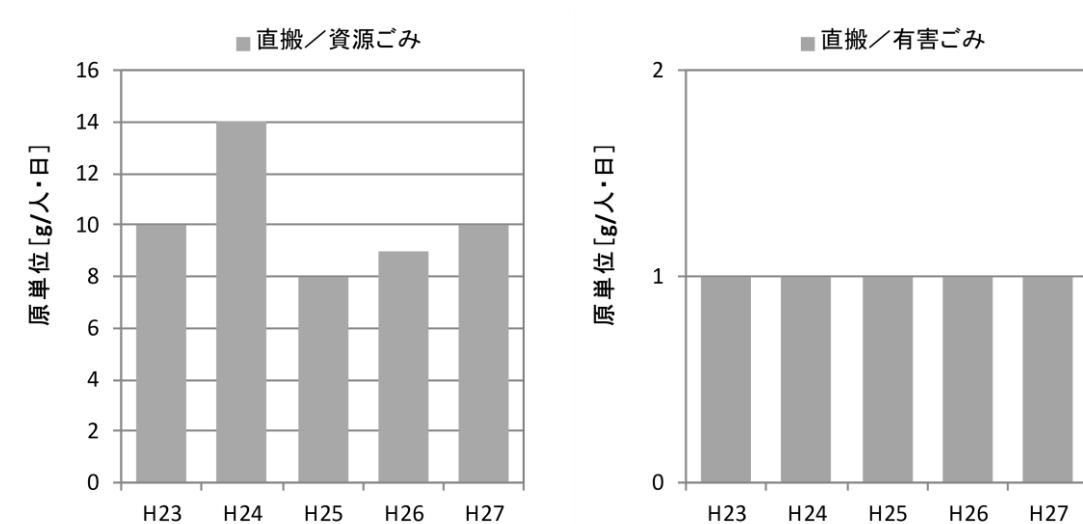


図 5-5 ごみ排出原単位の推移 (4)

[収集/可燃ごみ]：減少傾向にあることから平成27年度実績値313g/人・日に設定する。

[収集/不燃ごみ]：平成26年度以降一定で推移していると判断し、過去2ヶ年の平均値11g/人・日に設定する。

[収集/資源ごみ]：平成26年度を除きほぼ一定で推移していると判断し、平成26年度を除いた平均値203g/人・日に設定する。

[直搬/可燃ごみ]：概ね一定で推移していると判断し、過去5ヶ年の平均値299g/人・日に設定する。

[直搬/不燃ごみ]：概ね一定で推移していると判断し、過去5ヶ年の平均値15g/人・日に設定する。

[直搬/粗大ごみ]：概ね一定で推移していると判断し、過去5ヶ年の平均値22g/人・日に設定する。

[直搬/資源ごみ]：平成24年度を除きほぼ一定で推移していると判断し、平成24年度を除いた平均値9g/人・日に設定する。

[直搬/有害ごみ]：一定で推移していると判断し、過去5ヶ年の平均値1g/人・日に設定する。

以上、過去5ヶ年の排出状況を勘案した1人1日当たりごみ排出量は、873g/人・日となる。また、直接搬入ごみのうち可燃ごみの多くが事業所からの持ち込みが多いため、これを除いた区分を家庭ごみとすると、家庭ごみの1人1日当たりごみ排出量は574g/人・日が見込まれる。

(3) ごみ排出量の数値目標

北海道が平成27年3月に策定した北海道廃棄物処理計画〔第4次〕では、排出抑制に関する目標として、平成31年度において1人1日当たりごみ排出量は940g/人・日、また家庭ごみは590g/人・日に定めている。

この目標値と過去の推移から設定した将来推計値との差は、1人1日当たり排出量が▲67g/人・日、家庭ごみが▲16g/人・日であり、ともに下回る。

循環型社会を目指していくためには、今後も資源物を含めてごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があることから、北海道の目標値を下回ってはいるものの、本計画ではより高い目標を設定することとする。数値目標の目安としては、釧路広域連合内で最も少ない排出量である白糠町の実績（平成26年度実績：796g/人・日）を参考に790g/人・日とする。また、家庭ごみについては、北海道で定めている家庭ごみの目標値と全体の目標値との割合を参考に設定する。

表 5-5 本計画の目標値

区分	本計画の目標値 (平成43年度)	備考
1人1日当たりごみ排出量	790g/人・日	管内で最も少ない白糠町の排出量を参考
1人1日当たり家庭ごみ排出量	500g/人・日	北海道の目標値をもとに設定

目標値による分別区分毎のごみ排出量を表 5-5に示す。

目標年次におけるごみ排出量は704トンとなり、平成27年度の実績値813トンと比較すると109トン（13%減）削減する必要がある。

表 5-6 ごみ排出量の目標値

(単位：t/年)

区 分		27年度 (現状)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
収集ごみ	可燃ごみ	288	285	282	279	277	274	271	269
	不燃ごみ	11	10	10	10	10	10	9	9
	資源ごみ	186	185	183	182	180	178	175	175
直搬ごみ	可燃ごみ	283	274	273	273	272	271	270	270
	不燃ごみ	15	14	14	14	13	13	13	13
	資源ごみ	20	20	20	19	19	19	19	19
	粗大ごみ	9	8	8	8	8	8	8	7
	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計		813	797	791	786	780	774	766	763
内 家庭ごみ		530	523	518	513	508	503	496	493

区 分		36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度
収集ごみ	可燃ごみ	266	263	259	256	253	249	245	242
	不燃ごみ	9	9	9	9	9	9	9	9
	資源ごみ	172	170	168	166	164	161	160	158
直搬ごみ	可燃ごみ	268	266	265	264	263	261	260	258
	不燃ごみ	13	13	13	13	12	12	12	12
	資源ごみ	19	18	18	18	18	18	17	17
	粗大ごみ	7	7	7	7	7	7	7	7
	有害ごみ	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計		755	747	740	734	727	718	711	704
内 家庭ごみ		487	481	475	470	464	457	451	446

3. ごみ処理量の推計

前節で推計したごみ排出量より、焼却処理量・資源化量・最終処分量を算定する。

(1) 焼却処理量の推計

可燃ごみ、可燃性粗大ごみを処理対象とし、以下の方法で算定する。可燃性粗大ごみは、粗大ごみのうちほぼ全量を占めるため、粗大ごみの排出量を用いる。

目標年次における焼却処理量は、現状（平成27年度）の約13%減の507t/年が予測される。

$$\begin{aligned} \text{焼却処理量} &= \text{燃やせるごみ} + \text{粗大ごみ} \\ \text{焼却残渣} &= \text{焼却処理量} \times \text{焼却処理量に対する残渣発生率 (7\%)}^{**} \end{aligned}$$

※焼却処理量に対する焼却残渣発生率は、釧路広域連合清掃工場の実績値（平成20～26年度の平均）より設定した。

表 5-7 焼却処理量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成27年度 (現状)	平成33年度 (中間年次)	平成38年度 (中間年次)	平成43年度 (目標年次)
処理量	可燃ごみ	571	545	524	500
	粗大ごみ	9	8	7	7
		580	553	531	507
処理後搬出	焼却残渣	41	39	37	35

(2) 資源化量の推計

資源ごみの品目別資源化量は以下の方法で算定する。

目標年次における資源化量は、現状（平成27年度）の約15%減の175t/年が予測される。

資源ごみの品目別処理量 = 資源ごみ × 資源ごみの品目別割合^{※1}

※資源ごみの品目別割合は、平成27年度の実績より設定した。

表 5-8 資源化量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成27年度 (現状)	平成33年度 (中間年次)	平成38年度 (中間年次)	平成43年度 (目標年次)
搬入量	計画収集ごみ	186	178	168	158
	直接搬入ごみ	20	19	18	17
	計	206	197	186	175
資源化量	ダンボール	31	30	29	27
	新聞・チラシ	35	33	33	30
	雑誌・雑紙	41	37	34	34
	紙パック	1	1	1	1
	無色ガラス	10	10	9	8
	茶色ガラス	11	11	10	9
	その他ガラス	6	6	5	5
	アルミ缶	5	5	5	4
	スチール缶	10	10	9	9
	トレイ容器等	2	2	2	2
	ペットボトル	9	9	8	8
	プラスチック製容器包装	25	24	23	21
	鉄類	17	16	15	14
	布類	1	1	1	1
	廃食用油	1	1	1	1
小型家電類	1	1	1	1	

(3) 最終処分量の推計

最終処分量は、焼却残渣量及び不燃ごみ量から推定する。目標年次における最終処分量は、現状（平成27年度）の約14%減の56t/年が予測される。

表 5-9 最終処分量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成27年度 (現状)	平成33年度 (中間年次)	平成38年度 (中間年次)	平成43年度 (目標年次)
埋立量	焼却残渣(広域連合処分)	41	39	37	35
	不燃ごみ(村処分)	33	23	22	21

第6章 ごみ処理基本計画

本計画の基本方針及びごみの減量の目標を達成するため、ごみの排出抑制・減量化、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定める。

1. 村民・事業者・村の役割

循環型社会の実現に向けては、村民、事業者及び村が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要となる。以下に北海道廃棄物処理計画〔第4次〕を参考に、本計画における各主体の役割と具体的な取組を示す。

(1) 村民の役割

- ◇自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、3R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）を意識した循環型のライフスタイルへの転換を図るものとし、環境への負荷をできる限り低減していくために、商品の購入時、使用時、廃棄時等の各段階において、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rを優先した取組を実践するものとします。
- ◇廃棄物の処理や処理施設の設置計画及びその管理に関心を持ち、廃棄物処理に関する理解を深めるものとします。
- ◇北海道や村が実施する排出抑制及び適正な循環的利用に関する施策や取組に、積極的に参加、協力するものとします。

表 6-1 村民の行動指針

排出抑制	<ul style="list-style-type: none">●商品の購入に当たっては、簡易包装の商品、繰り返し使用できる商品、耐用性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間の使用を心がけ、一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとします。●マイバッグ・マイカップの活用や、食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りの徹底、堆肥としての利用等による排出抑制、フリーマーケットの利用等による製品の再使用といった2Rの取組を優先し、循環型のライフスタイルへの転換を図るものとします。
適正な循環的利用	<ul style="list-style-type: none">●一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市町村の適正な循環的利用に対する取組に協力するものとします。●廃家電製品の引渡し、建築物等の解体工事に要する費用の負担、自動車リサイクル業者への適正な引渡し等、関係する法律に基づいて行う措置に協力するものとします。

(2) 事業者の役割

- ◇環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの「社会的責任」を果たし、とりわけ法令遵守を徹底し、不法投棄等に起因する不要なコストの発生防止に努めるものとします。
- ◇排出抑制等のための措置を自主的・積極的に講ずるとともに、廃棄物の処理を含めた事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量及び削減効果の把握に努めるものとします。
- ◇北海道や村の実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取組に積極的に参加・協力するものとします。
- ◇事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、できるだけ自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理を行うものとします。特に、再生可能な資源であるバイオマスは、エネルギー源や製品の原材料として利活用されることが求められます。
- ◇業種別の処理に関する方策に示す基本的な方向や関連する法令に沿って排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分の確保を図るとともに、廃棄物由来の資材や再生品の積極的な利用に努めるものとします。

表 6-2 事業者の行動指針

排出抑制	<ul style="list-style-type: none">● 原材料の選択、製造工程の改良、発生した廃棄物の利用、包装資材の削減等により、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。● 繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備など、商品の長期間使用や建物の長寿命化などを図り、廃棄物の排出抑制に努めるものとします。
適正な循環的利用	<ul style="list-style-type: none">● 拡大生産者責任を十分に認識し、製品が廃棄物となった場合には、適正な循環的利用ができるような製品開発に責任を持って取り組むよう努めるとともに、自らが製造等を行った製品等が廃棄物となったものを極力引き取り循環的な利用に資するよう努めるものとします。
適正処分の確保	<ul style="list-style-type: none">● 道のリーガルアドバイザー制度等を利用するなど、廃棄物の適正処分に関わる従業員の知識の向上を図るものとします。● 製品等が廃棄物になった場合の適正処理の方法について、必要な情報提供を行うこととします。

(3) 村の役割

- ◇ 村内における一般廃棄物の減量に関して村民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物の適正な処分に必要な措置を講ずるものとします。
- ◇ 排出事業者又は発注者として、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保を図るほか、グリーン購入やグリーン契約に努めるなど、環境に配慮した行政運営を推進するものとします。
- ◇ 災害に伴い発生が想定される災害廃棄物の処理に対し、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定について検討するとともに、仮置き場の整備等、その対処について日ごろから備えを図るものとします。

表 6-3 村の取組

<p>排出抑制 適正な循環的利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理計画及び広域化による効率的なごみ処理の推進などの観点から、関係市町村と連携し、これらを踏まえた3Rの推進と適正処分の確保を着実に推進するものとします。 ● 村民等に対して、分別収集や再生利用の推進に関する普及啓発や情報提供するほか、一般廃棄物多量排出事業者に対して、必要に応じて減量化の取組を指示するものとします。
<p>適正処分の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの一般廃棄物処理計画に基づき、その区域内における一般廃棄物を適正に処分するとともに、排出者である村民等に対して、一般廃棄物処理事業に関する理解を深めるため、適正な分別方法の周知や処理施設の維持管理などに関し、情報提供に努めるものとします。 ● 一般廃棄物処理施設の整備は、広域的な視野に立った効率的かつ効果的な処理システムの構築を目指すとともに、地球温暖化防止を意識し省エネルギー・創エネルギーによる温室効果ガスの低減を図るものとします。また、ストックマネジメントの手法の導入などによる、廃棄物処理施設の適切な維持管理及び計画的な更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るものとします。 ● 一般廃棄物処理事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営やそのコストに係る分析や情報提供などを様々な角度から検討し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとします。

2. 排出抑制に関わる計画

(1) 排出抑制に関わる基本方針

ごみの排出量は少ないものの、ごみの排出抑制は、限りある資源の有効活用、地球環境保全の観点から、引き続き取組の推進が必要です。

このため、村民・事業者に対してごみの排出抑制に関わる啓発や情報提供を積極的に行うとともに、村民や事業者が取り組む3Rに関わる活動を支援する。

(2) 村民への普及啓発活動の推進

村民が必要とする情報をわかりやすい周知方法により、啓発する。

また、買い物に際して、買い物かご・買い物袋等を持参するなど、村民が身近にできる「エコ」を推進しながら、ごみの減量に取り組む工夫をし、ごみを取り巻く地球環境の改善に関心を持ってもらう。

(3) 家庭ごみの適正排出と分別の徹底

排出マナー・ごみの適正な分別排出を向上させるため、収集カレンダーの配布とホームページへの掲載により、村民がいつでも分別・適正排出の方法が確認できるよう周知を図る。

(4) 再資源化可能なごみの分別徹底

本村では、資源ごみの分別収集により資源化を進めていることから、資源ごみのリサイクル体制が重要である。このため、缶・びん・ペットボトル・容器包装プラスチック・その他の資源ごみを効率よくリサイクルできる体制を整備する。

また、生ごみ電動処理機の助成制度を継続し、リサイクルに対する村民の意識高揚を図る。

3. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関わる基本方針

ごみの収集運搬は、ごみを排出する村民とこれを収集する村との接点であり、また、ごみの再生利用や適正な処理、処分を行うための重要な工程の一つである。

現在の分別区分は、中間処理方式及び資源ごみの再生利用を考慮して定めている。今後も現行のとおり、中間処理方式や資源物の再生利用に応じた分別区分を基本に収集運搬を行う。

(2) 分別及び排出方法の徹底

収集運搬作業の効率化のため、分別排出時の適正な排出についてわかりやすく周知し、分別方法の指導を徹底する。

(3) ステーションでの適正排出の啓発

基本的にステーションは自治会、農事組合等地域で管理することになるが、村民が気持ちよく使用できるよう排出された不適切なごみについては、個別に是正を促す。

(4) 効率的な収集運搬の体制整備

収集運搬体制は、村が委託する業者により実施する。このため委託業者との連携を図り、効率的な収集運搬を行うものとする。

また、粗大ごみ、廃家電製品などの粗大ごみを処分場や回収拠点（専用ボックス）へ持ち込むことが困難な村民のため対応を検討していく。

(5) 資源ごみ収集容器の整備

資源ごみを収集するためにステーションに設置する「資源回収ケース」や「回収袋」については老朽化がみられることから損傷の程度に応じて適宜更新する。

(6) 資源ごみの収集区分拡大の検討

法律の制定などによって新たに資源ごみを分別・資源化する体制が構築された場合は、本村でもその実施を検討する。

4. 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する基本方針

排出抑制や減量化を進めた上で、排出されたごみの資源化・適正処理を図るため中間処理を行う。中間処理は、現状通り釧路広域連合の清掃工場へ搬入し、ガス化溶融処理を行う。また、最終処分場についても現在使用している一般廃棄物最終処分場の継続利用を基本とする。

(2) 中間処理の方法

可燃ごみ及び粗大ごみは、釧路広域連合の清掃工場へ搬入し、ガス化溶融処理を行う。また資源ごみは、一定量が貯まった段階で再生処理業者へ引渡し、資源化を行う。

(3) 最終処分の方法

清掃工場の焼却残渣は広域連合最終処分場で、不燃ごみは鶴居村一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

(4) 最終処分場の適正処理と整備の推進

現最終処分場は計画期間内で2期埋立地に移行する必要があるため、上屋等の移設を検討するとともに近隣自治体との広域処理の可能性についても合わせて検討する。

また、廃棄物処理法に基づき最終処分場の維持管理を適正に行うとともに、埋立量、浸出水処理水の検査結果など情報開示を行っていく。

5. その他の計画

(1) 適正処理困難物への対応

本村で収集・処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店や処理業者等へ処理を依頼するか、排出者自らの責任で適正処理するよう指導に努める。

(2) 不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、地域や事業者、土地利用者等が協力した不法投棄防止への対策を図る。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

廃棄物処理法上、在宅医療で生じた廃棄物（注射針、カテーテル、ガーゼ等）は一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があるが、収集・処理作業中に注射針や点滴針等の鋭利なものが刺さることによる感染の危険性があるため、本村では、在宅医療で使用した注射針は適正処理困難物として収集対象外とし、その処理を病院等の医療機関へ相談することとしている。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利で感染の危険性があるものは収集対象外とし、その他危険性のないものは直接触れない、飛散しないための措置を講じた上で可燃ごみとして排出してもらう方向で継続する。

(4) 災害廃棄物への対応

国は、都道府県や市町村による災害廃棄物処理基本計画策定への活用を目的に、東日本大震災等の大規模災害の経験を踏まえて、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑制・軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための対策、復旧・復興対策等の必要事項を示した「災害廃棄物対策指針(平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」及び「大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月環境省廃棄物・リサイクル対策部）」を策定した。本村においても、北海道の動向を踏まえつつ地域の実状に応じて非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を検討していくものとする。